

## 静岡市職員海外派遣研修実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、職員の知識と視野の拡大を図ることにより、変化する時代に的確に対応できる市政の実現に寄与させるため、外国諸都市の行政制度及びその運営の実態、専門技術等を調査及び研究させる研修（以下「海外派遣研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象職員)

第2条 海外派遣研修の対象職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 勤務成績が優秀で、かつ、心身ともに健全である者
- (2) 積極的な学習意欲を有し、将来にわたって海外派遣研修の成果を市行政に反映させることができると思われる者
- (3) 27歳以上の者で、勤続年数が3年以上のもの

### (派遣期間)

第3条 海外派遣研修の期間は、往復に要する日数を含め、おおむね14日以内とする。

### (研修地)

第4条 海外派遣研修の研修地は、海外派遣研修を受ける職員（以下「海外派遣職員」という。）が研究課題に照応して選択した都市とする。

### (派遣職員の派遣申込及び推薦)

第5条 海外派遣研修を受けようとする職員は、海外派遣研修に係る申込書に論文その他市長が必要と認める書面を添えて、所属長に提出しなければならない。

- 2 所属長は、海外派遣研修の申出のあった職員の中から、適当と認められる者の推薦に係る調書を作成し、市長に推薦するものとする。

### (派遣職員の選考)

第6条 海外派遣職員の選考は、前条の規定により推薦を受けた職員のうちから、海外派遣研修職員選考審査会（以下「審査会」という。）に諮って行うものとする。

- 2 審査会の構成は、総務局次長、総務局人事課長及び市長が指名する職員をもって充てる。
- 3 審査会は、所属長の推薦を受けた職員について、論文審査及び面接並びに要綱の定める各規定により審査し、海外派遣職員を決定するものとし、その結果は、市長が所属長へ通知するものとする。

### (事前研修)

第7条 海外派遣職員は、事前に研修先の語学、風俗習慣、地理、歴史、産業その他研修に必

要な事項について、自ら研修を行うものとする。

(事後研修)

第8条 海外派遣職員は、帰国後、遅滞なく収集資料の検討、整理、事後の調査その他研修成果の取りまとめに関し必要な事項について、自ら研修を行うものとする。

(服務上の取扱い)

第9条 海外派遣職員は、海外派遣研修の期間中は、出張として取り扱うものとする。

(旅費)

第10条 海外派遣職員には、海外派遣研修の期間中、各年度の予算の範囲内において、旅費を支給する。

(報告)

第11条 海外派遣職員は、海外派遣研修の終了日から起算して30日以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、当該海外派遣職員の概況、成果等を職員の研修の場において、報告させるものとする。

(特例)

第12条 市長は、第1条の目的を達成させるため、必要と認める場合には、第2条から前条までの規定にかかわらず、海外派遣研修を実施することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年度の海外派遣研修から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。